

鶴岡市告示第 463 号

下記の者、居所不明等により通知書等の送達が不能となったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び鶴岡市市税条例（平成17年鶴岡市条例第67号）第18条の規定により公示する。

なお、送達すべき書類は総務部納税課に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年7月8日

鶴岡市長 佐藤 聡

記

送達を受けるべき者

番号	送達すべき書類	送達を受けるべき者	備考
1	地方税法の規定による書類	有限会社緑荘	
2	地方税法の規定による書類	有限会社港商会	
3	地方税法の規定による書類	株式会社いたがき	
4	地方税法の規定による書類	亡石井弘相続人	
5	地方税法の規定による書類	菅原 一美	
6	地方税法の規定による書類	株式会社佐々木	
7	地方税法の規定による書類	山形工業株式会社	
8	地方税法の規定による書類	フレンドソーイング	
9	地方税法の規定による書類	有限会社渡部建設	
10	地方税法の規定による書類	遠藤 力	

送達を受けるべき者

番号	送達すべき書類	送達を受けるべき者	備考
11	地方税法の規定による書類	株式会社たみや旅館	
12	地方税法の規定による書類	有限会社丸善	
13	地方税法の規定による書類	有限会社丸和産業	
14	地方税法の規定による書類	有限会社アイワ機工	
15	地方税法の規定による書類	有限会社うえの設備	
16	地方税法の規定による書類	株式会社荘内技研	
17	地方税法の規定による書類	株式会社栄工舎	
18	地方税法の規定による書類	株式会社ホテル都屋	
29	地方税法の規定による書類	宗教法人龍宮寺	
20	地方税法の規定による書類	株式会社阿部組	
21	地方税法の規定による書類	株式会社あらたまや	
22	地方税法の規定による書類	有限会社越後屋旅館	
23	地方税法の規定による書類	温海川開拓農業協同組合	
24	地方税法の規定による書類	株式会社和田工務店	
25	地方税法の規定による書類	有限会社荘内合同飲料	

送達を受けるべき者

番号	送達すべき書類	送達を受けるべき者	備考
26	地方税法の規定による書類	本間 さおり	
27	地方税法の規定による書類	栗田 まり子	
28	地方税法の規定による書類	滝口 陽一郎	
29	地方税法の規定による書類	郭 才淑	
30	地方税法の規定による書類	板垣 光昭	
31	地方税法の規定による書類	株式会社丸秀さとう商店	
32	地方税法の規定による書類	清算人 濱本 邦敬	
33	地方税法の規定による書類	鎌倉部品工業株式会社	
34	地方税法の規定による書類	今野 正美	
35	地方税法の規定による書類	株式会社ワールド・プランニング	
36	地方税法の規定による書類	豪海汽船株式会社	
37	地方税法の規定による書類	株式会社ユース企画	
38	地方税法の規定による書類	池田建設株式会社	
44	地方税法の規定による書類	広田 和夫	
40	地方税法の規定による書類	(株)和光自動車	

送達を受けるべき者

番号	送達すべき書類	送達を受けるべき者	
41	地方税法の規定による書類	株式会社高橋林業	
42	地方税法の規定による書類	株式会社埼北林業	
43	地方税法の規定による書類	有限会社ライフデザイン	
44	地方税法の規定による書類	株式会社クリニエール	
45	地方税法の規定による書類	源建設株式会社(株式会社日本陸水省)	
46	地方税法の規定による書類	株式会社東海開発	
47	地方税法の規定による書類	有限会社テーカーハウジング	
48	地方税法の規定による書類	株式会社オオトモ建設	
49	地方税法の規定による書類	株式会社和光自動車	
50	地方税法の規定による書類	昊 丁海	
51	地方税法の規定による書類	朴 賢姫	
52	地方税法の規定による書類	HOUYA工業株式会社	
53	地方税法の規定による書類	株式会社ホテルシステム研究所	
54	地方税法の規定による書類	山邊 廣之	
55	地方税法の規定による書類	株式会社ツチダ	

送達を受けるべき者

番号	送達すべき書類	送達を受けるべき者	備考
56	地方税法の規定による書類	有限会社結城建設	
57	地方税法の規定による書類	五十嵐 明	
58	地方税法の規定による書類	伊藤 四郎	
59	地方税法の規定による書類	新庄商業事業協同組合	
60	地方税法の規定による書類	第一ハウス株式会社	
61			
62			
63			
64			
65			
66			
67			
68			
69			
70			